

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。))に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価(認定企業等を加算)する対象案件です。

令和6年6月11日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局江戸川河川事務所長 小池 聖彦

1. 業務概要

(1) 業務名

R6単価契約江戸川河川事務所不動産鑑定評価等業務(その1・その2)

(2) 業務内容

江戸川河川事務所が用地取得等のために必要となる(4)に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む)の作成並びにこれらに付随する諸業務。

本業務の履行に当たっては、「不動産鑑定評価基準」、「土地評価事務処理要領」及び「不動産鑑定評価業務仕様書」その他鑑定評価業務に関わる各種規定等を遵守するものとする。

(3) 履行期限 令和7年3月31日

(4) 評価対象地域

- 1.(1)に掲げる業務で依頼する評価対象地域は、次に掲げる地域区分とする。
茨城県猿島郡五霞町、埼玉県幸手市、春日部市、吉川市、八潮市(主に住宅地域、農地地域及びその他の地域)

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参

加者の資格に関する公示」(令和4年3月31日付官報)に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(企画競争実施に係る説明書参照)。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (7) 業務に従事する不動産鑑定士が、企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第40条に規定する懲戒処分を受けていないこと。
- (8) 企画提案書の提出期限の日から見積の時までに、不動産の鑑定評価に関する法律第41条に規定する監督処分を受けていないこと。ただし、地域を限定した業務停止処分を受けている場合において、業務停止処分を受けた地域が当該業務の対象地域と異なる場合は、この限りでない。
- (9) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき(2)の競争参加資格を継続するために必要な手続きをおこなった者を除く。)でないこと。
- (11) 不動産鑑定評価業務について、平成26年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務、又は意見書のみ業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

3. 特定するための評価基準

- (1) 地価公示標準地の評価等に関する実績
- (2) 地価調査基準地の評価等に関する実績
- (3) 鑑定評価実績
公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績 等
- (4) 業務実施方針
評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施 等
- (5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 手続等

- (1) 担当部局

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 経理課 契約係

電話：04-7125-7312

電子メール：ktr-edogawa-keirika@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

①交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記（1）に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼を行うこと。

②窓口での交付期間

令和6年6月11日から令和6年7月1日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律の（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、8時30分から17時15分まで。（最終日は16時まで。）

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和6年7月1日（月） 16時00分

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書等に必ず記載すること。

(4) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求

があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。